

## 山形大学小白川図書館研究室貸出細則

平成22年1月18日小白川図書館専門会議

### (趣旨)

第1条 この細則は、山形大学小白川図書館利用規程第10条の規定に基づき、図書及びその他の資料（以下「図書館資料」という。）の研究室貸出について必要な事項を定めるものとする。

### (貸出要件)

第2条 教育又は研究上特に必要な図書館資料は、研究費購入のものに限り、当該研究室に貸出することができる。

2 第6条の規定に基づき返却された図書館資料のうち、小白川図書館長が特に認められたものについては、前項の規定にかかわらず、他の研究室に貸出することができる。ただし、返却後一定期間内に利用の申し出があった場合に限る。

### (貸出期間)

第3条 貸出期間は、1年以内とし、更新は無制限とする。

### (貸出手続)

第4条 第2条の貸出を受けようとする者は、所定の手続きをとらなければならない。

### (図書館資料の利用)

第5条 利用者が、教育又は研究のため、研究室に貸出中の図書館資料（以下「研究室貸出図書館資料」という。）について利用を申出た場合は、支障のない限り応じるものとする。

### (返却)

第6条 研究室貸出図書館資料で必要のなくなった図書館資料は、直ちにこれを返却しなければならない。

### 附 則

この細則は、平成22年2月5日から施行し、平成21年10月1日から適用する。